

○愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例

平成25年 7 月12日 条例第35号

愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例を次のように公布する。

愛媛県海岸漂着物地域対策推進基金条例

(設置)

第1条 海岸漂着物等の回収及び処理並びに発生の抑制を図るために要する経費の財源に充てるため、海岸漂着物地域対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年5月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。